

第2部

基本構想

第1章 将来像

1 まちづくりの基本理念



本町は、これまで約40年間にわたって振興計画及び総合計画の将来像又は基本理念として『ニライの都市（まち）』を掲げ、町民誰もが住みよいまちづくりに取り組んできました。

先人達にとって「ニライ」とは、海の彼方の理想郷であり、人々の心のふるさととなるものでした。

本町では、かつて、海洋の偉大さに魅せられた先人達が海の彼方に思いを馳せ、その世界を心の中につくりあげることによって心の支えとした「ニライ」を、海の彼方の理想郷としてとどめておくだけでなく、その実現を目指し、まちづくりを推進しています。

まちづくりは、長期的な視点に立ち基本的な価値観を維持しながら、一貫した取組を進めていく必要があります。まちづくりの基本理念は、本町がまちづくりを進めるにあたって地域全体の長期的な指針であるとともに、行政運営を行う上での普遍的な姿勢となります。

第六次北谷町総合計画においても、「自然と人間が調和した、創造性豊かな活力ある民主的な地域社会」の実現に向け、『ニライの都市（まち）』をまちづくりの基本理念として位置付けます。

沖縄県は、東アジアの中心に位置する地理的特性や全国一高い出生率などを活かした日本経済活性化のフロントランナーとなる可能性が高まっています。

今後、10年そして20年先の発展に向けて急成長するアジア経済のダイナミズムを沖縄経済にビルトインすること⁴⁶が重要であり、フロントランナーの意義を認識し、その機能を高め、ビジネスに具現化することが求められています。

都市型リゾート地として県内外から脚光を浴びるまちづくりを行ってきた本町は、地理的優位性、交通便利性、国際性等、高い潜在性を有しています。このため、沖縄県における「経済の核」として、海と市街地が一体となった夢と賑わいを生み出すアジアを代表するグレードの高いまちを目指します。

さらに、アジア諸国をはじめとした世界との交流により、北谷力を活かした世界水準の「知の拠点^{*33}」の形成や世界の懸け橋となるまちづくりを目指します。

46 アジア経済のダイナミズムを沖縄経済にビルトインすること：急速な発展、拡大を続けているアジア経済と連携し、沖縄の発展を加速させること。



2 めざすまちの姿



新しい総合計画の策定にあたり、10年後に社会人となり、次代の北谷町を担う中学生世代の皆様に親しみと愛着を持ってもらえるような計画とするため、令和2（2020）年8月～9月に将来像（キャッチフレーズ）を公募しました。その結果51件の応募があり、審査の結果「一人から始まる 広がる 大きな輪 みんなで育む北谷町」が選ばれました。

この将来像には、

『北谷町に住む人々が、1人1人を尊重し合い、認め合いながら、平和で温かい町にしたいと思いました。北谷町は、観光業が盛んで、たくさんの方が訪れるので、「北谷の人たちは温かくて良いよね」と思われたいし、何年たっても観光はさかんであってほしいので、さかんにしたいなら、まずは「北谷の人々」から温かくなっていく必要があると考えました。だから「みんなで育む」という言葉を入れました。』（原文のまま）という意味が込められています。

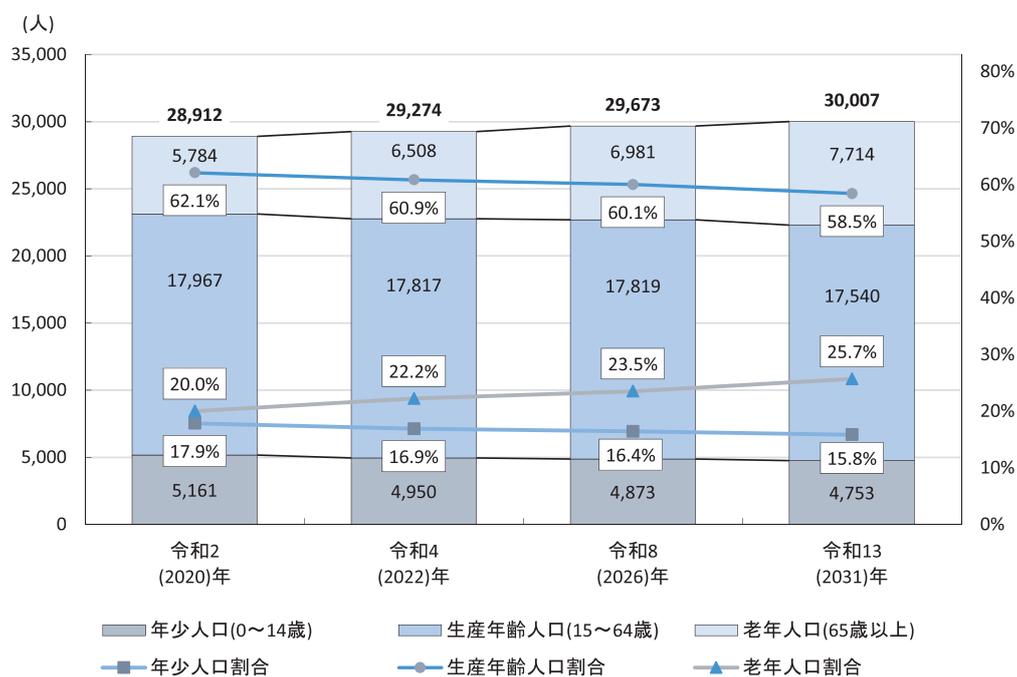


(1) 将来人口

人口減少とそれに伴う生産年齢人口の減少によって経済規模が縮小していくという「縮小スパイラル」に陥ることを避けるために、健康寿命^{*35}の延伸とともに、高齢者が地域社会の一員として活躍する新たな役割を担う仕組みづくりが必要となります。

また、持続可能なまちづくりを進めていくため、第六次北谷町総合計画の各施策において、子育て環境の充実、居住環境の向上、魅力的な就業環境の整備などの取組を進め、令和13（2031）年には、国立社会保障・人口問題研究所^{*18}が推計する、30,000人程度の人口規模としていくことを目標とします。

【将来人口の推計】



※令和2（2020）年は、住民基本台帳人口実績値（1月1日現在）。

国立社会保障・人口問題研究所^{*15}の推計は、国勢調査年を基準としているため、中間年の数値は按分により求めている。



(2) 土地利用

土地は、現在そして将来にわたり、限られたかけがえのない貴重な資源であるとともに、町民の生活や産業活動等の基盤となるものであり、将来像の実現に大きく関わってきます。

土地利用にあたっては、公共の福祉を優先に、町域全体の均衡の取れた整備の考え方を基本にして、地域の特性を活かしながら、住民の理解と協力のもと、自然環境の保全と安全で快適な居住環境の整備を進めます。

また、本町の歴史と自然を守り育て、計画的で秩序のある土地利用を進めるため、自然的土地利用（農地、緑地、河川等）と都市的土地利用（住宅地、商業・業務地等）の適正な配置により、調和の取れた土地利用を進めます。

①自然環境との共生に配慮した土地利用

緑は人々が生活する上で、潤い、恵み、安らぎを与えてくれる必要不可欠なものとなっています。

まちづくりにあたっては、潤いをもたらす豊かな自然や美しい景観等の資源を次世代に継承していくため、河川や海岸、緑地等の保全・活用・創造を促進し、自然環境豊かな「みどりと海のまち」を目指します。

また、これらの豊かな自然を活かした土地利用を進めることで、自然環境に負荷を与えない持続可能な発展を図ります。

②良好な居住環境の形成を目指した土地利用

本町の住宅地の需要は今後も引き続き高まるものと推測されます。

地域の特性や課題を踏まえた住環境整備を推進するとともに、子どもから高齢者まで安心して暮らせる、安全で快適な居住環境の形成を図ります。

③地域の特性を活かした土地利用

西海岸地域においては、国際的にも特色ある高度な都市機能を有するまちづくりや魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地^{*8}の形成に取り組みます。

本町の歴史を伝える伊礼原遺跡⁴⁷、北谷城跡^{*9}等の歴史的史跡や埋蔵文化財が残されている土地については、今後も引き続き保存に努めるとともに、観光や地域の魅力づくりのための重要な資源として活用に努めます。

④駐留軍用地^{*10}の返還と効果的な跡地利用

駐留軍用地^{*10}の返還については、これまでに嘉手納飛行場以南の返還が発表されており、嘉手納飛行場以南の駐留軍用地^{*10}は、本島中南部の人口集中地域に立地し、中南部都市圏や県全体の発展に極めて重要な役割を担うこととなります。

駐留軍用地^{*10}跡地の有効活用については、沖縄県が策定する「新たな振興計画」⁴⁸との整合を図り、中南部都市圏全体を俯瞰した最適な土地利用の観点から、沖縄県及び本町の自立的発展や潤いのある豊かな生活環境の創造につながる持続可能な都市の形成に取り組みます。

47 伊礼原遺跡：ウーチヌカーの湧水を中心として縄文時代から戦前まで約7,000年もの間、人々の生活址が見られる極めて貴重な遺跡。平成22（2010）年2月、国史跡として指定された。

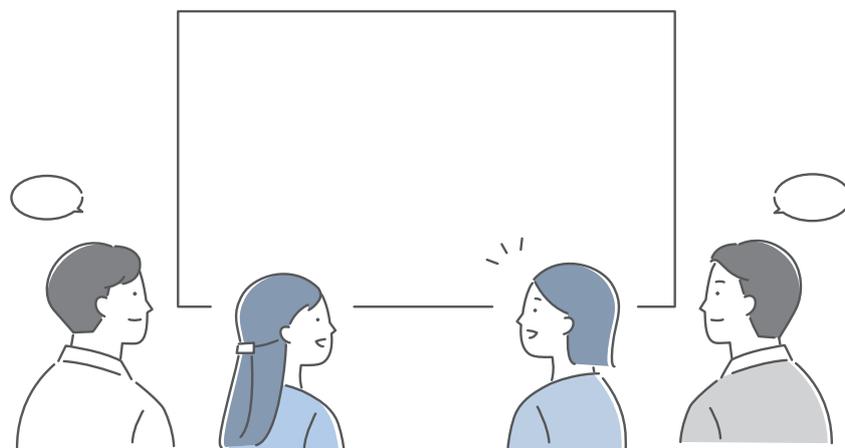
48 沖縄県が策定する「新たな振興計画」：「沖縄21世紀ビジョン」が想定する概ね20年の計画期間のうち、後期10年の計画。

第2章 まちづくりの基本目標

1 基本目標ごとの施策の体系

第六次北谷町総合計画 基本構想は、5つの基本目標と5つの基本目標を実現するために必要となる協働のまちづくりと行財政運営で構成し、それぞれに施策を定め、それらを有機的に結びつけて推進します。

5つの基本目標は、「北谷町まちづくり町民会議」において、第五次北谷町総合計画後期基本計画中間評価報告書、北谷町の基礎的統計と北谷町の未来を考えるまちづくりアンケート調査結果（町民、高校生）、北谷町二ライの都市（まち）構想会議の意見等を踏まえて、分野ごとの町の強み・弱み、機会・脅威について議論し、各分野の基本コンセプトとして作成しました。





第1部
第2部
第3部
前期基本計画の見方
前期基本計画の推進にあたって
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
5つの基本目標を実現するために

将来像	基本目標	施策
1人から始まる広がる大きな輪みんなで育む北谷町	基本目標1 笑顔でふれあい 多文化を認め合う 平和を愛するまち ～平和・基地・人権尊重・男女共同参画～	1-1 平和の推進 1-2 基地問題への対応 1-3 人権の尊重 1-4 ジェンダー平等の実現と多文化共生のまちづくり 1-5 国内外交流の推進
	基本目標2 あなたは北谷の宝です ～健康・福祉・社会保障～	2-1 健康づくりの推進 2-2 地域福祉の推進 2-3 高齢者福祉の推進 2-4 障害福祉の推進 2-5 生活に困難を抱える人の支援 2-6 社会保障制度の周知・相談
	基本目標3 多様性と共に新しい今を創造するまち ～産業・跡地利用・雇用～	3-1 観光業の振興 3-2 商工業の振興 3-3 水産業の振興 3-4 生きがい農業の振興 3-5 跡地利用の推進 3-6 企業立地・起業の促進 3-7 就業者への支援
	基本目標4 まじゅん 未来につなぐ エコ美らタウン ～居住・安全安心・自然環境～	4-1 居住環境の向上・町営住宅の適切な管理 4-2 道路・交通ネットワークの充実 4-3 適切な土地利用の誘導・良好な景観の形成 4-4 上下水道の整備 4-5 危機管理 4-6 防犯・交通安全 4-7 消費者保護 4-8 自然環境の保全 4-9 循環型社会の形成と環境衛生の向上
	基本目標5 たのしく ゆたかに たくましく やさしく 生きる ～子育て・教育・スポーツ・文化～	5-1 子育て支援の充実 5-2 幼児・義務教育の充実 5-3 青少年健全育成 5-4 生涯学習の振興 5-5 生涯スポーツの推進 5-6 文化財の保全と文化の振興 5-7 学びのまち・北谷
	5つの基本目標を実現するために 協働のまちづくりと行財政運営 ～参画・協働・行財政運営～	(1) 住民参加のまちづくり (2) 情報共有の推進 (3) コミュニティの育成 (4) 効率的・効果的な行政運営 (5) 持続可能な財政運営

基本目標 1

笑顔でふれあい 多文化を認め合う 平和を愛するまち

～平和・基地・人権尊重・男女共同参画～

平和の心が次世代へ継承されるまちを目指します。

米軍基地が存在することで派生する諸問題の解消に取り組みます。

人権の尊重と男女共同参画の精神を徹底するとともに、幅広い視野を持った人材育成と国際性豊かなまちづくりを目指し、文化、教育、経済、産業等広範な分野での交流活動を促し、多様な主体の連携によるネットワークの拡充を図ります。

1-1 平和の推進

○町民一人ひとりが、世界平和への願いを込めた「北谷町民平和の日^{*30}（10月22日）」と「北谷町非核宣言^{*29}」を尊重するとともに、「北谷町民平和の日^{*30}」の周知や平和教育の推進等により、平和の心が次世代へ継承されるまちを目指します。

1-2 基地問題への対応

○米軍基地から派生する航空機の騒音問題や有害物質等による環境汚染問題、軍人・軍属等による事件・事故等から町民の生命と財産を守り、町民福祉の向上を図るため、米軍基地が存在することで発生する問題の解消に取り組むとともに、国・県に対しての働きかけを強めます。

1-3 人権の尊重

○教育や啓発の充実などを通じて、性別、年齢、国籍や障がいの有無等を問わず、お互いの人間性を尊重し認め合い、問題や悩みがある人へ手助けがされ、人権が尊重される住みよいまちづくりを目指します。

1-4 ジェンダー平等⁴⁹の実現と多文化共生^{*31}のまちづくり

○それぞれが自立した一人の人間としてお互いを認め合い、平等な立場で家庭や地域、職場、学校などのあらゆる場面に参画し、個性を活かし活躍することができるジェンダー平等^{*49}のまちづくりに取り組みます。
○住民相互が言語・文化の違いを理解し、多様な価値観を認め合いながら、誰もが安心して共に生活できるまちづくりを目指します。

1-5 国内外交流の推進

○国内外の異なる風土や歴史・文化を持つ地域との交流に取り組むことで、幅広い視野を持った人材育成と国際性豊かなまちづくりを目指します。
○住民参加による地域特性を活かした交流活動や、文化、教育、経済、産業等広範な分野での交流活動を促し、多様な主体の連携によるネットワークの拡充を図ります。

49 ジェンダー平等：社会通念や慣習の中には、社会的・文化的に形成された「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー）」といい、この差別をなくし一人ひとりの人間が、性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができることをジェンダー平等という。



基本目標 2

あなたは北谷の宝です ～健康・福祉・社会保障～

健康や食育⁵⁰に対する意識啓発や介護予防に積極的に取り組むことで、町民誰もがいきいきと暮らすまちを目指します。

今後、高齢化が進行していく中、高齢者や障がいのある人等が必要な支援を受けながら、誰もが地域社会の一員として自分らしい生活を送ることができるまちづくりに取り組みます。

多様な課題を抱えながら、身近に相談できる人がいないなど、生活に困難を抱える人に対して、早期の支援に努めます。

社会保障制度についてその健全な運営と丁寧な相談に努めます。

2-1 健康づくりの推進

- 町民の健康づくりに関する意識を高めるとともに、町民一人ひとりの健康づくり活動を支える環境の整備に取り組みます。
- 家庭、学校、地域等と連携し、町民一人ひとりが食を意識できる社会環境の整備⁵¹に取り組むため、食をめぐる諸問題の解決を図り、食育^{*50}をまち全体で推進します。
- すべての町民が「かけがえのない個人として尊重される社会」、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。
- 感染症予防について、正しい知識の普及に努めるとともに、関係機関と連携して迅速な対応を図ります。

2-2 地域福祉の推進

- すべての人が豊かな社会の果実を手にすることができる⁵²、支え合いと助け合いの地域共生社会^{*23}実現のために民生委員・児童委員⁵³、保健・医療・福祉関係団体をはじめ、各種産業団体やコミュニティ団体、ボランティア活動等との連携を強め、全町的な地域福祉のネットワーク化を図ります。

2-3 高齢者福祉の推進

- すべての高齢者が住み慣れた地域の中で、自立した暮らしを楽しめるよう支援し、高齢者が培ってきた豊かな経験、知識、技能を存分に発揮できる環境を整え、高齢者の活力を活かした地域社会の実現を目指します。
- 住み慣れた地域で健やかに生活することができるよう、地域の医療機関と連携強化を図り、町民の健康づくりや疾病の発症予防及び重症化予防の推進に努めます。

50 **食育**：生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを目的とする。

51 **食を意識できる社会環境の整備**：栄養の偏り、食生活の乱れ等から健全な食生活を実践することが困難な場面があり、さらに社会構造の変化により地域の伝統的な食文化に関する意識が希薄化し、失われることが危惧されていることから、国においては、国民の生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むことを目的に食育基本法の制定や食育推進基本計画を策定し、食育を推進している。

52 **すべての人が豊かな社会の果実を手にとることができる**：各種制度のはざまにあり支援が行き届かない人たちが散見されており、そういった人達に対しても社会福祉サービスが行き届くことをいう。

53 **民生委員・児童委員**：社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める民間奉仕者のこと。

2-4 障害福祉の推進

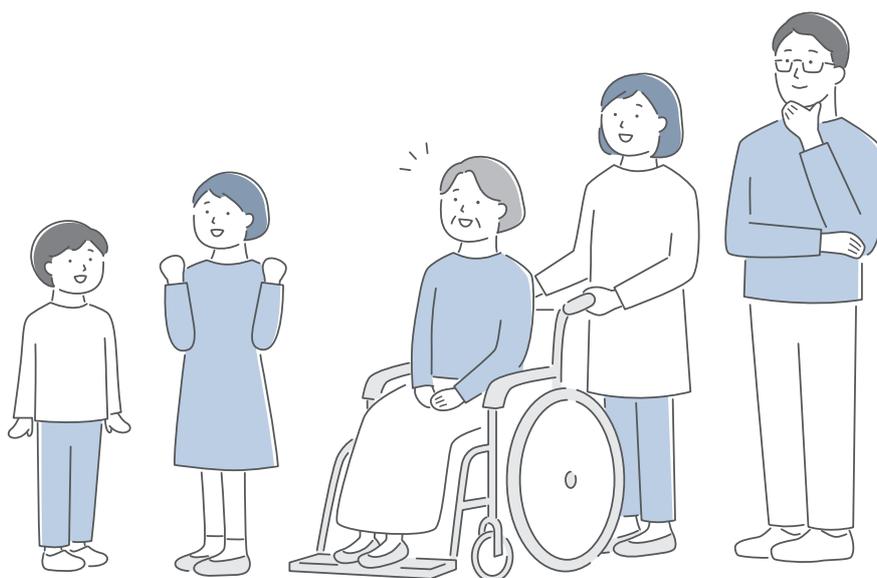
○障がいがある人の社会参加と就労を促進するため、良質な福祉サービスの提供に努め、障がいがある人もない人も地域で共に生活できる「共生社会の実現」に向けた取組を推進します。

2-5 生活に困難を抱える人の支援

○多様な課題を抱えながら、身近に相談できる人がいないなど、生活に困難を抱える人に対して、事態の深刻化や長期化を防ぐため、早期、かつ、きめ細かな支援を図ります。

2-6 社会保障制度の周知・相談

○町民一人ひとりが安心して生活を送れるように、国民年金制度の周知と国民健康保険制度、後期高齢者医療保険制度、介護保険制度の適正な運営、相談業務の充実に取り組みます。





基本目標 3

多様性と共に新しい今を創造するまち ～産業・跡地利用・雇用～

多様な観光資源と他産業との連携による波及効果を拡大させながら、雇用機会と就労環境の向上に努め、活力ある産業づくりに努めます。

地域を支える商・工業の発展の支援、効果的な跡地利用の推進、選択可能性の高い産業の振興⁵⁴を図ることで、新たな可能性を求めて多くの人や事業者が集う、夢が生まれ活気あふれるまちを目指します。

3-1 観光業の振興

- 「北谷」・「CHATAN」について、象徴的なブランドを確立し、そのブランドイメージの下であらゆる機会を捉えて広くアピールを図ります。
- より多くの観光客の獲得に向けて戦略的に取り組みます。
- 本町独自の魅力や興味を高めるため資源・施設、サービスに磨きをかけるとともに、新しく芽生えた個性的な観光の育成を進めていきます。
- より多くの人々が北谷に関心を持ち、「北谷」を検索し、北谷を訪れた人が発信する情報を共有することを期待し、多様な媒体を活用して繰り返し情報を発信します。
- 町民・観光事業者・観光関連団体・観光協会・行政が連携協力して取組体制を確立します。
- 一層の安全性の向上に向け、地域住民や観光業等従事者など、全町をあげて安全・安心・快適な観光地域づくりのための予防策の実施や危機管理の体制づくりを行います。

3-2 商工業の振興

- 地域を支える中小企業、小規模事業者へ労働生産性⁵⁵の向上に向けた支援に取り組みます。また、地域経済の危機に際しては、国・県・商工会等と連携し、中小企業等の経営安定化策など必要な支援が迅速に行き届くよう努めます。
- テレワーク^{*15}など時代の流れに即したデジタル・トランスフォーメーションの流れに沿った商工業の振興を促進します。
- 町商工会、地域事業者等との連携による地域の特性を活かした商店街等の形成を目指します。

3-3 水産業の振興

- つくり育てる漁業⁵⁶の振興を図り、漁業経営の安定化と人材育成を図ります。
- 水産業と観光・レクリエーション等のマリン産業との連携による新たな海業の展開を図ることで、漁業の振興を目指します。

54 選択可能性の高い産業の振興：様々な職種の就業の場があり、希望する職種に就ける環境づくりのこと。

55 労働生産性：一定期間に生み出された生産量と、生産に使用した労働や機械設備（資本）などの投入量の比率で、生産活動の効率性を示す指標のこと。

56 つくり育てる漁業：安定的な漁業生産を維持するために人間の手で魚介類を育てて海域に放流し、積極的に資源添加していくことを目的とする栽培漁業の取組のこと。

第1部
第2部
第3部
前期基本計画
前期基本計画
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
5つの基本目標を
実現するために

3-4 生きがい農業の振興

○町民農園⁵⁷の活用により、町民が土にふれあい、親しむ機会を創出し、農業に対する意識の高揚と町民同士の交流を通じた生きがい農業の振興を図ります。

3-5 跡地利用の推進

○返還が予定されている駐留軍用地^{*10}の計画的・段階的な整理・縮小を促すとともに、返還された駐留軍用地^{*10}跡地の効果的な利用を推進し、雇用や賑わいを生み出すまちづくりを目指します。

3-6 企業立地・起業の促進

○各種支援制度の情報提供等により、駐留軍用地^{*10}跡地等への企業誘致を進めます。
○意欲ある起業家等への支援、次代のニーズに対応した人材の育成支援を行うことで、様々な職種や業種があり選択可能性が高く活力あるまちを目指します。

3-7 就業者への支援

○国・県等との連携強化により就業情報等のサービス提供を充実させるとともに、雇用対策や勤労者福祉の向上・充実に努めます。
○1億総活躍の理念⁵⁸のもと、高齢者・障がいのある人・女性・若者の雇用機会を増やすために、各種制度の普及・促進などの啓発に努めます。

⁵⁷ 町民農園：野菜や花等を栽培して、自然とふれあうとともに、農業に対する理解を深め、町民の交流・レクリエーションの場を創出すること等を目的とした農園のこと。

⁵⁸ 1億総活躍の理念：2015年に政府が掲げた「1億総活躍社会」の理念。女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指す。



基本目標 4

まじゅん 未来につなぐ エコ美らタウン

～居住・安全安心・自然環境～

暮らしと自然が調和した住み心地のよいまちを次の世代へ継承するため、住環境・景観の整備・保全や道路、公園、上下水道などの都市基盤整備を進めます。

町民一人ひとりの防災意識・減災対策に対する関心を高め、危機管理対応能力の強化を図るとともに、地域での見守り体制の構築を進めることで、災害に強いまちづくりに取り組みます。

消防・救急体制の強化、防犯対策や交通安全対策及び消費者保護の充実による安全・安心なまちを目指します。

ごみ排出量の抑制やリサイクルの推進によるごみ減量化、再生可能エネルギー^{*40}の活用促進等に取り組むことで、脱炭素社会^{*39}を目指し、環境に配慮したライフスタイルの普及・促進に努めます。

4-1 居住環境の向上・町営住宅⁵⁹の適切な管理

- 住宅密集地域における社会基盤⁶⁰整備について、地域住民や地権者の意向を踏まえた整備手法を検討し、住環境の向上を目指します。
- 既存の公園施設の改修やリニューアル工事、地域住民のコミュニケーションの場として必要な機能を有した公園整備を行うことで、居住環境の向上を目指します。
- 町営住宅^{*59}の適切な管理・運営を実施し、真に住宅に困窮する世帯の入居機会を拡大し、適切かつ公平な供給を目指します。

4-2 道路・交通ネットワークの充実

- 幹線道路^{*6}との道路ネットワークの構築に向けて、利便性・安全性の一層の向上のため、国道をはじめ県道の整備改良を積極的に要請するとともに、交通渋滞の解消や町内及び近隣市町村との円滑な交通ネットワークの構築に取り組みます。
- 交通安全施設⁶¹の整備や道路のバリアフリー化⁶²に取り組みます。
- 公共交通機関⁶³の確保・利用促進を図り、誰もが容易に域外からアクセスし、域内の移動もできる交通環境を目指します。

4-3 適切な土地利用の誘導・良好な景観の形成

- 交通環境、居住環境、生活環境などの面から、各種関連法及び条例に基づき、地域特性に応じた土地利用の誘導を図るとともに、災害防止や自然環境形成の観点も含めた土地利用の検討を行います。

59 町営住宅：住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で入居させるために町が整備する住宅のこと。

60 社会基盤：安全・安心で豊かな生活を営むために、社会が内包するリスクを軽減したり、利便性を追求したりして整備した仕組みのこと。インフラ。

61 交通安全施設：道路における交通の安全を確保するために必要な施設。

62 バリアフリー化：「高齢者や障がいのある人が社会生活を送る上で、障壁となるものを取り除く」という考え方。

63 公共交通機関：鉄道や軌道、バス、タクシー、航空機、船舶など、不特定多数の人々が、所定の運賃を支払えば自由に利用することができる交通機関のこと。

- 公共施設は、地域の良好な景観形成を進めていく上での規範となるものとして重要な役割を担うことから、公共施設整備事業における景観システム⁶⁴を構築し、導入を目指します。
- 墓地の適正配置等を行い、快適な生活空間の創出を目指します。

4-4 上下水道の整備

- 町民に安全な水を安定的に供給するために、水道事業の健全な運営を行います。
- 生活環境の向上と公共用水域⁶⁵の保全を図るため、下水道施設の適切な維持管理に取り組み、衛生的なまちづくりを進めます。
- 公営企業^{*45}（上下水道事業）が将来にわたり安定的にサービスを提供していくために、経営戦略の策定等の取組により、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めます。
- 将来の安定供給・災害などに強い施設整備のため、計画的な改築更新に努めます。

4-5 危機管理

- 様々な不測の事態に対して、危機が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、町として速やかかつ、適切に対応することで行政機能の停滞及び町民の生命・身体・財産等への被害を最小限に抑制します。
- 町民の安全・安心を実現するため、防災拠点⁶⁶の形成や「自助」、「共助」、「公助」の役割分担による地域防災力の強化に取り組みます。
- 町民等への災害情報の周知・伝達体制の強化を図ります。
- 消防・救急に関する知識の普及や救急対応の拡充により、安全・安心な社会の形成に努めます。

4-6 防犯・交通安全

- 犯罪を未然に防ぐため、関係機関や地域との連携を図り、防犯灯・防犯カメラの設置や防犯パトロール活動の強化を図ります。
- 交通安全教室などにより町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、安全・安心な交通安全環境を整備します。

4-7 消費者保護

- 沖縄県との連携のもと、消費生活相談体制の充実を図ります。
- 消費者問題を発生させないため、消費者教育の強化に取り組みます。

64 景観システム：事業実施により形成される景観に対し、多様な意見を聴取しつつ、評価を行い、事業案に反映する仕組み。地域の景観形成を先導する公共事業において、運用することにより、住民が誇りと愛着を有する魅力的な景観形成を推進することに寄与することが期待される。

65 公共用水域：河川、湖沼、海域のほか、終末処理場の設置されていない下水道（雨水排除のための都市下水路）のこと。

66 防災拠点：大規模な災害が発生したときに、救援・救護などの活動の拠点となる施設。



4-8 自然環境の保全

- 緑地の保全に努めるとともに、自然生態系⁶⁷の維持と親水性⁶⁸に配慮しながら河川や海岸の環境保全を行い、自然とともに生きるまちづくりを目指します。
- 美しい海岸や残された緑地等の自然景観等、地域に親しまれている景観の保全に努めます。

4-9 循環型社会⁶⁹の形成と環境衛生の向上

- 再生可能エネルギー^{*40}の利用や省エネルギー活動⁷⁰を促進して、温室効果ガス排出削減に取り組むことで、持続可能な脱炭素社会^{*39}の実現を目指します。
- 快適で美しい生活環境を確保するために、自然生態系^{*67}との調和と保全を基本として、町民一人ひとりから事業所、行政に至るまで環境美化とごみの4R (Refuse (リフューズ)、Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル)) に取り組み、廃棄物処理対策、自然と生活環境の保全に関する意識向上のための啓発活動を推進します。
- 食品ロス⁷¹・食品廃棄物⁷²の排出抑制に取り組みます。
- 飼い犬の登録や狂犬病予防注射の促進、飼い犬の飼い主のモラル向上に努めるとともに、飼い主のいない猫へのTNR活動⁷³の普及啓発及びハブ被害等の防止対策や自然環境に配慮した害虫等の防除・駆除に取り組むことで、住民の生活環境の保全に努めます。

67 **自然生態系**：自然循環系に関与するバランスの取れた生物群。微生物、植物、動物などが自然に共棲する状態。

68 **親水性**：水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めること。

69 **循環型社会**：限りある資源を効率的に利用し、リサイクルなどで循環させながら、将来にわたって持続して使い続けていく社会のこと。

70 **省エネルギー活動**：エネルギーを効率的に使用し、その消費量を節約する動きをすること。

71 **食品ロス**：本来食べられるのに廃棄される食品のこと。

72 **食品廃棄物**：食品の製造加工業から発生する動植物性残渣（産廃）、流通段階で売れ残り廃棄される賞味期限切れの食品、外食産業や家庭から出る調理くず、食べ残しなどのこと。

73 **TNR活動（さくらねこ無料不妊手術事業）**：「飼い主のいない猫」に対し「TNR (Trap / 捕獲し、 Neuter / 不妊去勢手術を行い、 Return / 元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする)」を実施すること。

基本目標 5

たのしく ゆたかに たくましく やさしく 生きる

～子育て・教育・スポーツ・文化～

地域全体で子どもの成長を支える社会を構築するため、子育て支援施策の充実と子ども達がわがまちに愛着と誇りが持てる地域に開かれた教育⁷⁴の充実に努めます。

生涯学習、スポーツや文化・芸術活動の活性化により、町民一人ひとりが生きがいや地域のつながりを感じられる生涯学習のまち、貴重で固有な有形・無形文化財を保存継承するとともに、心の豊かさを実感できる創造性に富んだ文化・芸術のまちを目指します。

5-1 子育て支援の充実

- 妊産婦・乳幼児への切れ目のない支援に取り組みます。
- 子どもの権利条約⁷⁵の趣旨を踏まえ、大人が未来を担う子ども達一人ひとりの権利を尊重するとともに、子どもにとっての最善の利益を目指して各施策に取り組みます。
- 保育・教育の質の確保^{*36}、地域における子育て支援の更なる充実に努めます。
- 多様な家族形態のニーズに応じた子育て支援の体制づくりに取り組みます。

5-2 幼児・義務教育の充実

- 幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、幼児の主体的な活動を促し、好奇心や探求心を育む幼児教育の充実に取り組みます。
- 自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さを持つ幼児・児童生徒の育成を図ります。
- 「たくましく生きる力^{*41}」を育む教育、社会に開かれた教育課程⁷⁶の実現に取り組みます。
- 多様化する教育ニーズに対応するとともに、安全・安心な学校教育施設の充実に取り組みます。

5-3 青少年健全育成

- 学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を發揮し、連携・協力することで、多様な体験活動や安全で安心な居場所づくり、教育環境の向上を図り、心身ともに健全な青少年育成に取り組みます。

5-4 生涯学習の振興

- それぞれの年代に対応した学習機会を提供することで、すべての町民が生涯にわたって学び・楽しむとともに、豊かな町民生活のための生きがいの創出に取り組みます。

74 わがまちに愛着と誇りが持てる地域に開かれた教育：郷土のことを知り、愛郷心を育む教育のこと。

75 子どもの権利条約：子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。18歳未満の児童（子ども）を、権利をもつ主体と位置付け、大人と同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。

76 社会に開かれた教育課程：文部科学省の定める教育課程が改訂された新しい学習指導要領の理念のこと。「資質・能力の三つの柱」「カリキュラム・マネジメント」など、新しい学習指導要領における重要な事項のすべての基盤となる考え方。



○知の情報拠点として、町民の「学び、暮らし、仕事」を支え、本を通じて日々の生活を豊かにする図書館運営に取り組みます。

5-5 生涯スポーツ^{*44}の推進

- 生涯にわたり、それぞれのライフステージ⁷⁷に応じたスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、活動の機会の提供と施設の運営に努めます。
- 生涯スポーツ^{*44}の振興によるまちづくり・町民の交流活動を推進します。

5-6 文化財の保全と文化の振興

- 国指定史跡伊礼原遺跡^{*47}など北谷の歴史文化自然等の公開・活用に向けた、町立博物館⁷⁸の整備に取り組みます。
- グスク時代を代表する史跡である北谷城跡^{*9}について復元整備、保存活用に取り組みます。
- 本町に伝わる民俗文化財⁷⁹を掘り起こし、その継承や活用により伝統芸能^{*43}の振興を図ります。
- 町文化協会を中心に、町民の文化芸術活動を支援することで、実演者の技術の向上と後継者の育成を図ります。

5-7 学びのまち・北谷

- 学校・地域・行政が連携し「地域とともにある学校づくり」に取り組むとともに、すべての人に質の高い教育と生涯学習の機会を確保し、町民の教育に対する意識と関心を高める取組を推進します。
- 外国語教育環境の充実及び教育機関の誘致等による知の拠点^{*33}の形成、産・学・官の連携による地域の発展に取り組みます。

77 **ライフステージ**：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

78 **町立博物館**：北谷町における文化発信拠点となる施設。縄文時代から現代まで脈々と続く交流の歴史や文化、古来より人々の生活を支えてきた自然環境を紹介し、日本固有の縄文文化と沖縄特有の文化が体験できるサービスを町民・来訪者へ提供する。

79 **民俗文化財**：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民族芸能、民族技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すもの。

5つの基本目標を実現するために

協働のまちづくりと行財政運営 ～参画・協働・行財政運営～

地域コミュニティ活動の活性化や、町民、企業、NPO、議会、行政など地域社会を支える様々な主体が将来の目標を共有することにより、楽しみを持ってまちづくりに関わることができる協働のまちを目指します。

国が定める情報システムの最適化⁸⁰にも考慮しつつ、効率的・効果的な行政運営を推進するとともに、計画的で持続可能な財政運営に取り組みます。

(1) 住民参加のまちづくり

- 住民がまちづくりに参加できる仕組みや環境整備を図り、多くの住民が町政に参加することで、住民と行政との協働によるまちづくりを進めます。
- 町政への提言や要望などを速やかに行政サービスに反映させるため、広聴機能の強化に努めます。

(2) 情報共有の推進

- 情報の共有は町民参画の重要な要件であり、町の施策や取組を広報誌やホームページをはじめとする多様な媒体を活用し発信します。
- 住民が必要な情報を受け取ることができる情報公開に努めます。
- 歴史的価値のある文書等の収集、整理及び保存に努めます。

(3) コミュニティの育成

- 人と人が支え合い助け合う社会を構築するため、地域活動への理解と参加、情報の共有を図りながら、多様なまちづくりの担い手の育成と協働をより一層促進し、地域の諸課題の解決に向けた地域活動を支援します。
- 町で活動する各種団体と連携し、その活動を支援するとともに、町外も含めた幅広い連携により、コミュニティの育成を図ります。

(4) 効率的・効果的な行政運営

- 時代の潮流を捉え、町民ニーズに的確に応えた行政サービスを継続的に提供するため、地域の実情やニーズを丁寧に汲み上げて施策を企画立案・実行し、そのフィードバックを得て次の改善へとつなげていくという施策の好循環を構築します。
- 職員の意欲を高め、主体的な成長を促すとともに、それぞれの職員の強みを最大限に引き出し、伸ばし、活躍する、人材育成の視点に立った人事管理を行います。また、必要に応じた組織体制の再編・強化を図り、効率的・効果的な行政運営を推進します。

⁸⁰ 国が定める情報システムの最適化：「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」による地方自治体のデジタル化の方針のこと。



- 生活の質的向上と町全体の活性化に向け、Society5.0^{*13}の恩恵を活かしつつ、デジタル社会への移行に対応したスマート自治体^{*27}の構築と情報通信格差是正⁸¹について、町全体の情報化として一体的に推進します。
- 多様で広域的な行政課題に的確に対応するため、国が定める情報システムの標準化基本方針も考慮しつつ、近隣市町村と密接に連携・協力し、効率的・効果的で質の高い町民サービスの提供を図ります。
- 公共施設、公的不動産の有効活用による効果的な行政運営を推進します。

(5) 持続可能な財政運営

- 負担の適正化、自主財源の確保に努め、健全財政を維持しつつ、戦略的な事業運営に臨む地域経営力の向上を図ります。
- 社会資本の維持管理・更新については、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化並びに施設機能の統廃合や集約化、PPP / PFI⁸²などの民間活力の活用について検討するなどコスト縮減に努めます。

81 情報通信格差是正：デジタル・デバイドとも呼ばれ、情報通信技術を使える人と使えない人の間に生じる利益の格差を是正すること。

82 PPP / PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う事業手法のこと。

第3章 計画の推進にあたって

1 協働の考え方

阪神・淡路大震災の際に、関西地区では35,000人ももの被災者が生じましたが、救出に消防や警察などによる救助活動では間に合わず、被災者のうちの27,000人は市民自身の手で救助されたといわれています。以来、被災地では、災害時における救助活動には地域の力が不可欠であるという教訓を踏まえ、災害や地域の問題に対して、行政のみならず、住民をはじめとした地域の力が必要であるという意識が行政と住民の双方に生まれました。

このことから、「住民が、地域で抱える生活課題に対して共同で解決していく力」を意味するものとして「地域力」という概念が生まれることとなりました。

本町も、こうした事例から学びながら、この「地域力」を「協働」という考え方の重要な要素であると捉え、町民一人ひとりが持つ力を存分に発揮し、地域において何らかの役割を担いつつ、自治会などの地域総体として地域課題を解決していく「地域力」を向上させていきます。

また、そのためには、住民と行政の情報共有をもとに、対話を重ね、相互の理解と共感を深めることが欠かせない要件であると考えます。



2 計画の進行管理

計画の進行管理については、町民参画のもとPDCAのサイクルを回し、着実に進めていくこととします。PDCAサイクルは、計画の進捗状況の評価から、現在の課題を把握し、その改善を図っていくという“フォアキャストिंग”の考え方を取り入れたものです。

これに加えて、将来のあるべき姿を描き、そこを起点に現在から何をしていく必要があるのかを考える“バックキャストिंग”という手法も取り入れていきます。

特に、変化の激しい時代に対応していくため、「新たなものを創造し、変革を起こすことで経済や社会に価値を生み出す」「イノベーション」を取り入れていくことも重要視していきます。

この、“イノベーション”は、「新技術」の導入だけではなく、「新しいサービスの供給方式」や「新たなシステム構築による組織形成」、「情報伝達的手段」なども幅広く含む概念であり、“イノベーション”によって、今後、直面していくであろう人口減少・少子高齢社会、そして、世界的な変化の激しい時代に対応していくために、従来とは異なる価値の創出を追求していきます。

その際、町民、議会に加え、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会を支える様々な主体が、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、共に、新しい将来のビジョンを共有しながら計画推進にあたっていくこととします。

【PDCA概念図】



第1部
第2部
第3部
前期基本計画の見方
前期基本計画の推進にあたって
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
5つの基本目標を実現するために